

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	旅券法第17条1項 紛失又は焼失の届出
規制の名称	紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入
規制の区分	規制の改正
担当部局	外務省領事局旅券課
評価実施時期	平成30年12月3日
事前評価時の想定との比較	課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響、又は想定していなかった影響は特段発現していないが、紛焼失旅券に関する届出による失効制度の導入を行わなかった場合、第三者の届出による不正失効の可能性が生じるおそれがある。また、国際刑事警察機構(ICPO)を経由した紛失・盗難旅券に係る情報提供がリアルタイムに行われていることから、出頭義務をかけることによって不正失効を防止し、日本国旅券の信頼性を維持することができるため、当該規制の必要性があると考えられる。
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	事前評価時は出頭にかかる手間とコストが想定されていたが、測定指標は設定されていなかった。事前評価時(平成17年)から現在(平成29年)にかけての紛失・盗難旅券数は約4万件(暦年平均)であり、出頭にかかる交通費等を要するものと考えられるが、その費用は個別のケースによって異なるため、定量化や金銭価値化は困難である。
(行政費用)	当該規制による行政費用は想定されておらず、事前評価時の測定指標は設定されていない。また、現在においても新たな行政費用は発生していない。
(効果)	事前評価時と比べ、日本国旅券の不正使用数が低減する結果となったことから、本制度導入による一定の効果は認められる。しかし、不正使用対策として、日本国旅券は定期的に仕様更新を行っていることから、複数の要因が影響しているため、本制度の効果のみを定量化することは困難である。
(便益(金銭価値化))	事前評価時における効果は、日本国旅券の信頼性及び国民の円滑且つ安全な海外渡航を目的としているため、金銭価値化は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	副次的な影響及び波及的な影響は特に把握されていない。
考察	本制度により、遵守費用としての出頭手間及びコストは発生しているものの、社会的影響や科学技術の変化が生じていないこと、また、紛焼失旅券の失効が厳格に行われることによって、不正失効防止が図られると共に、日本国旅券の信頼性を維持することに繋がるため、本制度は今後も継続することが妥当である。
備考	